

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

行政改革推進室

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

税務課

○ 岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則

〃

### 【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

行政改革推進室

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法の一部改正

税務課

### 【企業局】

○ 岡山県企業局事務処理規程の一部改正  
（県例規集登載）

総務企画課

## 目次

担当課（室）

### 【人事委員会】

○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

（以上県例規集登載）

◎岡山県規則第三十一号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五条の四」を「第二百五条の二」に、「第三百五十六条」を「第三百五十五条」に改める。

第八条第二項中「及び」を「、新型コロナウイルス感染症対策室及び」に改める。

第九条第三項を削る。

第十五条の表中「産業廃棄物班 災害廃棄物対策班」を「産業廃棄物班」に、「経理班 計量管理班」を「経理班」に、「建築第一班 建築第二班」を「建築班」に、「計画班 借上住宅管理班」を「計画班」に改める。

第二十六条の五中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第二十七条第二項第七号中「こと」を「こと（他課の分掌に属するものを除く。）」に改め、同条第三項第一号中「こと」を「こと（保健福祉課の分掌に属するものを除く。）」に改め、同項第四号中「（住宅課の分掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四項中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 保健福祉課新型コロナウイルス感染症対策室においては、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）対策に関する事務（他課及びワクチン対策室の分掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十九条第九号中「こと」を「こと（障害福祉課の分掌に属するものを除く。）」に改め、同条第十一号中「こと」を「こと（保健福祉課新型コロナウイルス感染症対策室及び同課ワクチン対策室の分掌に属するものを除く。）」に改める。

第三十一条の二第三号中「の分掌」を「及び障害福祉課の分掌」に改める。

第三十一条の三第四号中「こと」を「こと（子ども未来課及び障害福祉課の分掌に属するものを除く。）」に改める。

第三十二条第六号中「保護委託」を「措置及び入所給付費」に改める。

第三十八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第四号中「県産品（他課の分掌に属するものを除く。）」を「他課の分掌に属しない県産品」に改める。

第四十条の二第二項を削る。

第四十九条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

第五十条第一項中第二十号を第二十一号とし、第三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 多面的機能支払に関すること。

第五十二条の二第十一号中「漁業環境」を「漁場環境」に改める。

第五十三条の二第四号中「戦略的維持管理」を「長寿命化対策」に改める。

第六十一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一条の三中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第六十八条の七を第六十八条の九とし、第六十八条の四から第六十八条の六までを二条ずつ繰り下げ、第六十八条の三の次に次の二条を加える。

（保健医療統括監）

第六十八条の四 保健福祉部に、保健医療統括監を置く。

2 保健医療統括監は、上司の命を受け、保健医療行政の総合調整に関する事務を掌理する。

（新型コロナウイルス感染症対策監）

第六十八条の五 保健福祉部に、新型コロナウイルス感染症対策監を置く。

2 新型コロナウイルス感染症対策監は、上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症対策に関する事務を掌理する。

第二百二十五条を削る。

第二百二十五条の二中「前条まで」を「第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十条、第一百一条及び第二百二十四条」に、「により同条例に規定する」を「第二条第一

項の規定により」に、「部」を「必要があるときは、部」に改め、同条を第二百二十五条とする。

第二百二十五条の三を削り、第二百二十五条の四を第二百二十五条の二とする。

第二百二十六条の表感染症診療協議会の項中「(平成十年法律第百十四号)」を削る。

第三百三十九条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第四百二十二条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第七百七十五条の二の表中

総務企画課
-------

を

総務企画課 総務企画班 障害者スポーツ推進班
------------------------------

に、「地域支援

班」を「地域支援班 心理支援班」に改める。

第二百三条を次のように改める。

(組織)

第二百三条 工業技術センターに、次の部、課又は班を置く。

部	課	班
	総務課	総務班 計量管理班
研究企画部		
応用技術部		
素材開発部		

第二百四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 計量に関すること。

第二百十条の八第一項に次の一号を加える。

五 林業技術の研修に関すること。

第二百十条の八第二項第三号中「技術指導」の下に「及び研修」を加える。

第三百十一条第一項及び第三百十三条第一項中「県民局」を「必要があるときは、県民局」に改める。

第三百十四条中「前条まで」を「三百九条まで、三百十一条及び前条」に、「県民局」を「必要があるときは、県民局」に改める。

第三百十七条の二第一項中「記録資料館」を「必要があるときは、記録資料館」に改める。

第三百十七条の三第一項中「県立美術館」を「必要があるときは、県立美術館」に改める。

第三百十七条の四第一項中「農林水産総合センター農業研究所」を「必要があるときは、農林水産総合センター農業研究所」に改める。

第三百二十条の二第一項中「健康の森学園」を「必要があるときは、健康の森学園」に改める。

第三百二十条の四第一項中「成徳学校」を「必要があるときは、成徳学校」に改める。

第三百三十条の二第一項中「工業技術センター」を「必要があるときは、工業技術センター」に改める。

第三百四十六条第一項中「県立美術館」を「必要があるときは、県立美術館」に改める。

第三百四十八条を削る。

第三百四十八条の二第一項中「県立美術館」を「必要があるときは、県立美術館」に改め、同条を第三百四十八条とする。

第三百五十三条第一項中「行政機関」を「必要があるときは、行政機関」に改める。

第三百五十四条を次のように改める。

(水産業普及指導員)

第三百五十四条 必要があるときは、農林水産総合センターに、水産業普及指導員を置く。

# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

2 水産業普及指導員は、漁業者に接して、水産業経営及び漁村生活の改善に関する知識及び技術の普及指導に従事する。  
第三百五十六条を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
(岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部改正)
- 2 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第五級地の項中「岡山県計量管理センター、」を削る。

◎岡山県規則第三十二号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「文化スポーツ振興監」の下に、「保健医療統括監、新型コロナウイルス感染症対策監」を加える。

第三条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定にかかわらず、軽易若しくは定例的な事案又はあらかじめ決裁をする権限を有する者と協議を行い当該者の承諾を得た事案については、第十三条に規定する第一次代決者又は第二次代決者が決裁することができる。この場合において、合議を必要とするときは、当該合議先において、同意をする権限を有する者の承諾を得て、同条に規定する第一次代決者又は第二次代決者が同意することができる。

第四条第二項中「（保健福祉部にあつては、保健及び医療に関する事務を統括する参事を含む。）」を削る。

第十三条第三項中「教頭」を「副管理者、教頭」に改める。

別表第一(1)の項11を削り、同表2の項中2を削り、3を2とし、4を削り、同項5の備考欄中

「

を

」

「

・総務学事課法制班長への合議は、軽易かつ定例的なものとして総務学事課に登録したものを除く。

」

に改め、同5を同

項4とし、同項中6を削り、7を5とし、8を削り、9を6とし、同項10中「6」を「9」とし、同10を同項7とし、同項中11から16までを三すつ繰り上げ、17を削り、18を14とし、同表3の項15(2)中「（保健福祉部にあつては、保健及び医療に関する事務を統括する参事を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同表4の項中2を削り、3を2とし、4を3

「

」

・総務学事課長への合議は、県の滞納債権

」













ロ	114号)の施行に関する事	8項)						
ナ	務(同法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。)							
イ	3 医療関係者、感染症試験研究等機関への協力要請、勧告及び公表(第16条の2)			○				
ス	4 検体の提出等の勧告、採取、提出の命令、収去等(第16条の3第1項、第3項、第26条の3第1項、第3項、第26条の4第1項、第3項)						○	保健所長
ル	5 健康診断の受診勧告及び受診措置(第17条)						○	保健所長
感	6 就業制限の通知(第18条第1項)						○	保健所長
染	7 就業制限に係る確認等(第18条第4項、第5項、第6項)						○	保健所長
症	8 感染症患者に対する入院勧告及び入院措置並びに当該勧告及び措置についての感染症診査協議会への報告(第19条第1項、第2項、第3項、第5項、第7項、第26条第2項)						○	保健所長
対	9 感染症患者に対する入院延長の勧告及び入院延長の措置並びに当該勧告及び措置についての感染症診査協議会の意見聴取等(第20条、第26条第2項)						○	保健所長
策	10 入院患者の移送(第21条、第26条第2項)						○	保健所長
室								

11	感染症患者の退院等 (第22条第1項, 第4項, 第26条第2項)							<input type="radio"/>	保健所長
12	入院勧告, 入院措置等の総合調整 (第22条の3, 第26条第2項)			<input type="radio"/>					
13	入院患者等からの苦情の申出の処理 (第24条の2, 第26条第2項)							<input type="radio"/>	保健所長
14	入院に関する審査請求の厚生労働大臣への移送 (第25条第4項, 第26条第2項)			<input type="radio"/>					
15	感染症の病原体に汚染された場所の消毒 (第27条)							<input type="radio"/>	保健所長
16	物件に係る措置 (第29条)							<input type="radio"/>	保健所長
17	死体の移動の制限又は禁止及び死体の埋葬の許可 (第30条第1項, 第2項)							<input type="radio"/>	保健所長
18	質問及び立入調査 (第35条第1項)							<input type="radio"/>	保健所長
19	入院患者の医療費公費負担の決定 (第37条第1項)							<input type="radio"/>	保健所長
20	診療報酬の額の決定及び診療報酬審査委員会の意見聴取 (第40条第3項, 第5項)			<input type="radio"/>					
21	緊急時等の医療に係る療養費支給の決定 (第42条第1項)							<input type="radio"/>	保健所長









<p>(2) 定期検査の実施 (第19条, 第39条)</p>						<p>○ 工業技術 センター 所長</p>	
<p>2 検定等に関すること。</p>							
<p>(1) 検定及び装置検査 (第16条)</p>						<p>○ 工業技術 センター 所長</p>	
<p>(2) 品質管理方法についての検査 (第91条第2項)</p>						<p>○ 工業技術 センター 所長</p>	
<p>(3) 基準器検査 (第102条)</p>						<p>○ 工業技術 センター 所長</p>	
<p>(4) 質量標準管理マニュアルの承認</p>						<p>○ 工業技術 センター 所長</p>	
<p>(5) 車両等の校正方法 (仮分銅) の承認</p>						<p>○ 工業技術</p>	

						センター 所長
3 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定に関する と。						
(1) 指定定期検査機関等の指定、指定の更新、適合命令、指定の 取消し及び業務停止命令（第20条、第28条の2、第37条、第38 条、第117条、第121条）			○			
(2) 指定定期検査機関等の業務規程の認可及び変更命令（第30条、 第121条）						○ 工業技術 センター 所長
(3) 指定定期検査機関等において定期検査等を行う者の解任命令 （第35条、第121条）						○ 工業技術 センター 所長
4 正確な特定計量器等の供給に関すること。						
(1) 届出製造事業者等への改善命令（第48条）						○ 工業技術 センター 所長
(2) 販売事業者への勧告、公表及び命令（第52条）						○ 工業技術

							センター 所長
(3) 特殊容器製造者の指定 (第17条)					○	工業技術 センター 所長	
(4) 指定特殊容器製造者への適合命令 (第64条)					○	工業技術 センター 所長	
(5) 指定特殊容器製造者の指定の取消し (第67条)			○				
5 計量証明の事業に関すること。							
(1) 計量証明事業の登録 (第107条, 第115条, 計量法施行規則 (平成5年通商産業省令第69号) 第44条から第48条まで)					○	工業技術 センター 所長	
(2) 事業規程の変更命令 (第110条第2項)					○	工業技術 センター 所長	
(3) 適合命令 (第111条)					○	工業技術 センター	



(4) 適正計量管理事業所の指定の取消し (第132条)			○				
7 報告の徴収 (第147条)					○	工業技術 センター 所長	
8 立入検査 (第148条)					○	工業技術 センター 所長	
9 計量器等の提出命令 (第149条第1項)					○	工業技術 センター 所長	
10 特定物象量表記の抹消 (第150条)					○	工業技術 センター 所長	
11 検定証印等及び装置検査証印の除去 (第151条, 第153条, 第154条)					○	工業技術 センター 所長	

別表第三農政企画課の部の次に次のように加える。

--	--









# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県規則第三十三号

岡山県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 岡山県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

岡山県納税貯蓄組合規則（昭和二十九年岡山県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

様式第一号中「密令（密令令）ヤ其者氏名」を「密令（密令令）ヤ其者氏名」に改める。

様式第五号から様式第七号までの規定中「密令（密令令）ヤ其者氏名」に改める。

「代表者氏名」を「密令（密令令）ヤ其者氏名」に改める。

「代表者氏名」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県納税貯蓄組合規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県規則第三十四号

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

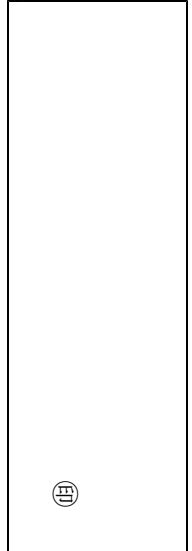
岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則（平成十五年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

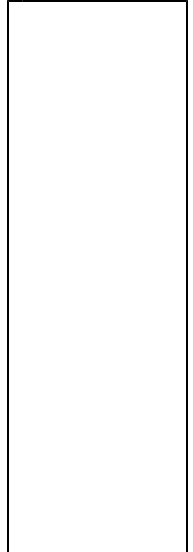
様式第二号、様式第三号、様式第五号から様式第七号まで、様式第九号、様式第十一

号及び様式第十二号中



を

に改める。



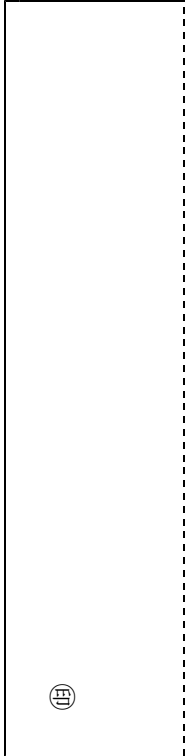
様式第十五号中「(名称)

㊦」を

「(名称)

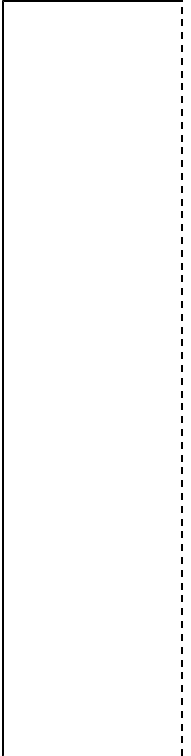
」に改める。

様式第十六号から様式第二十一号までの規定中



を

に改める。



様式第二十二号中



を

# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

に改める。



◎岡山県告示第二百七号

許認可事務等標準処理期間要綱(昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表保健福祉部の部指導監査室の項中22を23とし、6から21までを一ずつ繰り下げ、同項5中「(昭和25年法律第144号)」を削り、同5を同項6とし、同項4の次に次のように加える。

5	生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書	日常生活支援住居施設の認定	25日	5日				
---	--------------------------------	---------------	-----	----	--	--	--	--

別表保健福祉部の部医薬安全課の項6中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

別表産業労働部の部産業企画課の項を削る。

別表産業労働部の部産業振興課の項1中「第5条第4項」を「第12条第4項」に改める。

別表農林水産部の部組合指導課の項中31から34までを削り、35を31とし、36から46までを一ずつ繰り上げ、同項47中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同47を同項43とし、同項48中「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改め、同48を同項44とし、同項49中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同49を同項45とし、同項50中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同50を同項46とし、同項中51を47とし、52から60までを一ずつ繰り上げ、61を57とし、同57の次に次のように加える。

58	森林組合法第88条の3第2項	森林組合の吸収分割の認可	30日					
----	----------------	--------------	-----	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部組合指導課の項中62を59とし、63から70までを一ずつ繰り上げ、71を68とし、同68の次に次のように加える。

69	森林組合法第108条の13第2項	連合会の新設分割の認可	30日					
----	------------------	-------------	-----	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部組合指導課の項中72を70とし、73を71とし、74を72とする。

別表農林水産部の部農産課の項中8から10までを削り、11を8とし、12を9とし、13及び14を削る。

別表土木部の部都市計画課の項16中「認可」を「許可」に改め、同項22及び23中「又は協議に対する同意」を認め、別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項中28を削り、29を28とし、30から33までを「一」から「四」の上にする。別表出先機関の部県民局（建設部）の項68から71までの規定中「第30条第1項」を「第35条第1項」と改め、同項21から25までの規定中「第31条第1項」を「第36条第1項」と改め、同項76から78までの規定中「第36条第2項」を「第41条第2項」と改め、別表出先機関の部知的障害者更生相談所の項の次に次のように加える。

工業技術センター	1	計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イ	型式承認表示の付された特定計量器（計量法施行令（平成5年政令第329号）第12条に掲げる特定計量器であつて型式承認表示が付されてから特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第18条に規定する期間を経過したものにあつては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから同条に規定する期間を経過していないものに限る。）の検定	20日				
	2	計量法第16条第1項第2号イ	機械式ばかり（ばね式指示ばかりを除く。）、分銅、おもり及びガラス製温度計の検定	20日				
	3	計量法第16条第1項第2号イ	特定計量器のうち1及び2以外のもの検定	80日				
	4	計量法第16条第3項	車両等装置用計量器の装置検査（特定計量器検定検査規則第3条第8項に規定する証拠を付していないものに限る。）	20日				

5	計量法第16条第3項	車両等装置用計量器の装置検査 (特定計量器検査規則第3条第8項に規定する証票を付したものに限る。)	60日				
6	計量法第19条第1項	定期検査	20日				
7	計量法第20条第1項	指定期検査機関の指定	30日				
8	計量法第102条第1項	基準器検査	30日				
9	計量法第107条	計量証明事業の登録	20日				
10	計量法第116条第1項	計量証明検査	20日				
11	計量法第117条第1項	指定計量証明検査機関の指定	30日				
12	計量法第127条第1項	適正計量管理事業所の指定	20日				
13	計量法施行規則 (平成5年通商産業省令第69号) 第45条	計量証明の事業の登録証の訂正	4日				
14	計量法施行規則第46条	計量証明の事業の登録証の再交付	4日				
15	計量法施行規則第48条	計量証明の事業の登録簿の謄本の交付	4日				

16	特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について（平成12年通商産業省告示第940号）第2条	質量標準管理でニュアールの承認	15日				
17	特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について第4条	車両等の校正方法（仮分銅）の承認	15日				

別表出先機関の部家畜保健衛生所の項4中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改め、同項7及び8中「第4項」を「第6項」に改める。  
**附 則**

この告示は、令和三年四月一日から施行する。



# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県告示第二百八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法（平成二十八年岡山県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第六条第一項第三号の項中「及び押印」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

### 附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、軽易若しくは定例的な事案又はあらかじめ決裁をする権限を有する者と協議を行い当該者の承諾を得た事案については、第九条に規定する第一次代決者又は第二次代決者が決裁することができる。この場合において、合議を必要とするときは、当該合議先において、同意をする権限を有する者の承諾を得て、同条に規定する第一次代決者又は第二次代決者が同意をすることができる。

別表第一(1)1の項9を削り、同表2の項5を削り、同項中6を5とし、7を6とし、同項8を削り、同項中9を7とし、10から13までを二ずつ繰り上げ、同項14を削り、同表6の項4を削り、同項中5を4とし、同項6を削り、同項中7を5とし、同項8を削り、同項中9を6とし、10から13までを三ずつ繰り上げ、同項14を削り、同表13の項1(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同(3)中「及び1件1,000万円以上のもの(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同(3)中「及び1件1,000万円以上のもの(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同項3(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同(3)中「及び1件1,000万円以上のもの(軽易又は定例的なものを除く。)」を削る。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「産業戦略監」を「知事室長 保健医療統括監」に、「知事室長 福祉政策企画監」を「新型コロナウイルス感染症対策監 福祉政策企画監 産業戦略監」に、「政策推進課、人事課及び公聴広報班」を「公聴広報班、政策推進課及び人事課」に、「人事班、評価班、行政改革推進室及び財政課」を「法制班、人事班、評価班及び財政課」に、「政策推進課、地方創生推進室、人事班、給与班」を「秘書課、政策推進課、法制班、人事班、給与班」に、「財政課、法制班及び秘書課」を「及び財政課」に、「人事班、給与班、法制班及び秘書課」を「総務班に属する者で人事の事務を行うもの並びに秘書課、法制班、人事班及び給与班」に改め、同部出先機関の項中「参与 部長 総務課長 総括副参事（人事の事務を行う者に限る。）」を「部長 総務課長」に、「主幹」を「総括主幹（人事の事務を行う者に限る。） 主幹」に改め、同表教育委員会の部教育庁の項中「課長」を「学校教育推進監 課長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第六号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第六十八条の七」を「第六十八条の九」に改め、同条第二号中「第三条第四項」を「第三条第五項」に、「参事官」を「運転免許センター長、参事官、会計監査官」に改め、同条第三号中「参与」を「学校教育推進監、参与」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

福祉政策企画監

を

新型コロナウイルス感染症対策  
監  
福祉政策企画監

に、

局長  
危機管理監

を

困難な業務を所掌する局長  
危機管理監

に、

副館長	総括副参事
五級	五級

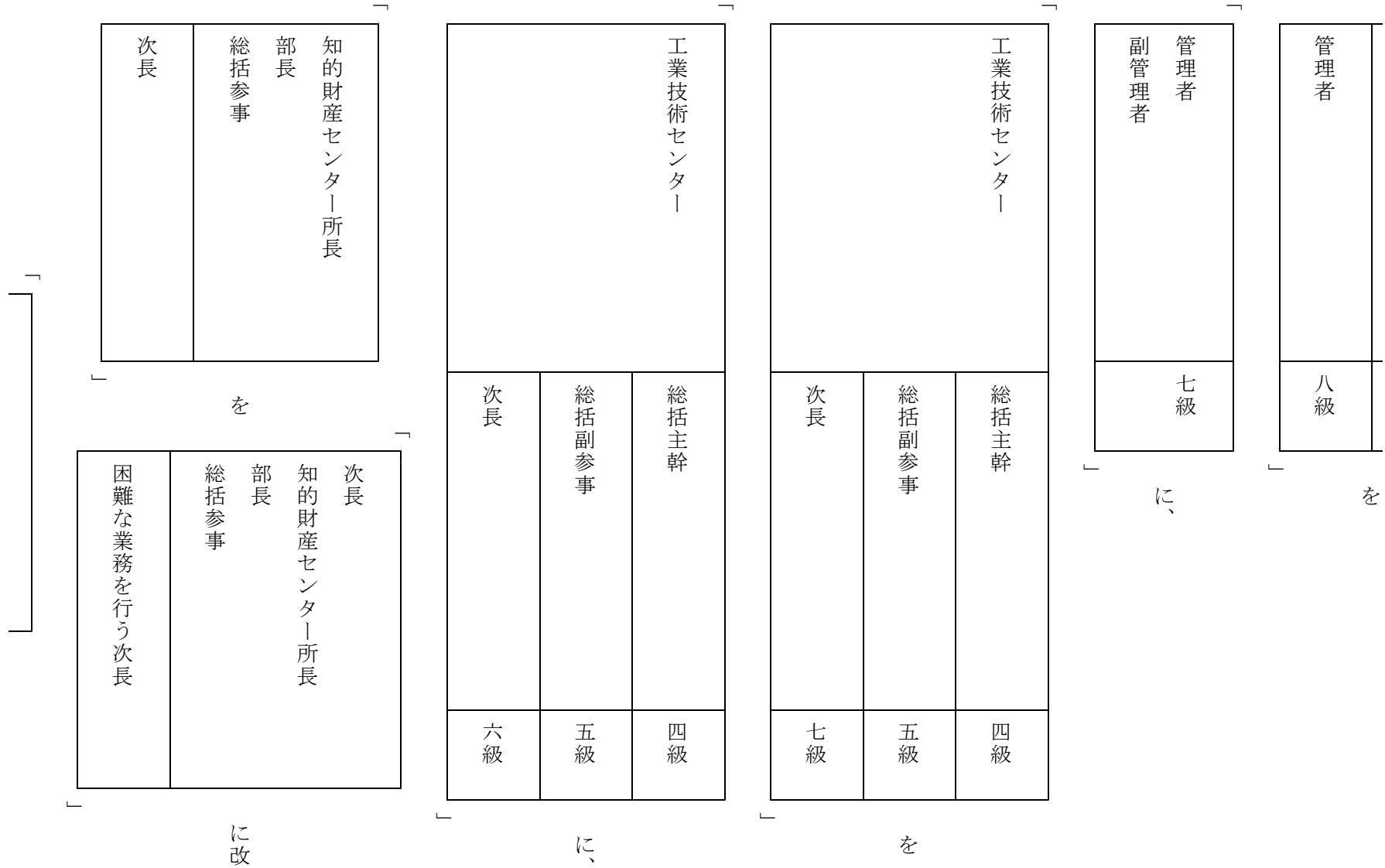
を

副館長 総括副参事
五級

に、

副管理者
七級

# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外



# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

め、同表教育委員会の項中

教育次長

を

教育次長  
学校教育推進監

に、

次長

六級

を

次長  
総括参事

六級

に、

総括参事

六級

を

副館長

七級

六級

に改める。

副館長  
総括参事

別表第一トの表知事部局の項中

困難な業務を所掌する課長  
参事  
参与

を

保健医療統括監

困難な業務を所掌する課長

に改める。

# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

## 附 則

所長

に改める。

次長

に、

所長  
困難な業務を所掌する課長

を

別表第一の表知事部局の項中

総括主幹

を

参事



令和3年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

知事室長

を

知事室長  
保健医療統括監

に改め、「及び医療職給料表(一)の四級」を削り、

福祉政策企画監

を

新型コロナウイルス感染  
症対策監  
福祉政策企画監

に、

課長（主管課の課長及び  
行政職給料表の七級の職  
に限る。）

を

課長（主管課の課長及び  
行政職給料表の七級の職  
に限る。）  
室長（行政職給料表の七  
級の職に限る。）

に、

次 長  
参 事

を

次 長

に、



# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

副館長 総括参事	副館長 総括参事		所長 次長 総括参事		次長	部長 参事		教育次長	校長	校長	
八種	八種	五種	八種	五種	八種	を		を		六種	五種
に改める。	を		に、		を	に、		に、		に改め、同表教育委員会の項中	
						部長		教育次長 学校教育推進監			

# 令和3年3月31日 岡山県公報 号外

別表第二下の表中

	三 種	
	121,100円	

を

に改める。

	二 種	126,600円
	三 種	121,100円

別表第三下の表中

	三 種	102,000円
--	-----	----------

を

に、

	二 種	106,700円
	三 種	102,000円

を

	五 種	83,500円
--	-----	---------

に改める。

	五 種	83,500円
	八 種	60,300円

## 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。